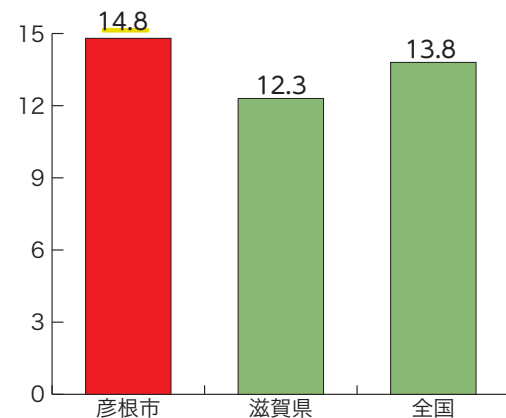


家族で話してほしい、

あなたの住まいの将来のこと。問 住宅課 ☎ 30-6123 FAX 24-8517

総務省が令和5年に行った住宅・土地統計調査によると、彦根市の結果については、**空き家戸数が8,370戸、空き家率（総住宅数に占める空き家の割合）は14.8%**でした。県内平均の12.3%、国内平均の13.8%とともに**上回っている状況**です。
※総住宅数にはマンションなどの共同住宅の「空き室」を「空き家」として計上されています。



空き家の問題

空き家が放置されると、劣化による倒壊の危険や建築資材の飛散、草木の繁茂などにより周辺環境が悪化し、近隣に大きな悪影響をもたらします。特に空き家に隣接する住民や付近を通行する人は不安な思いを抱きながら生活をしておられます。

住まいのセカンドキャリアを考えよう

実際に空き家を抱えていてもどうすればいいのかと思っている人もいます。

住宅課の福田さんは、「まずは、**空き家をどうするか、家族で話し合って決定してください。**今ある空き家や、将来空き家になる住居を「売る」、「貸す」、「解体する」などの今後の方針を決めましょう。」と話します。

「住まいのエンディングノート」について

「これを使ってみるのがいいかもしれません。」と**「住まいのエンディングノート」**をすすめる福田さん。住まいのエンディングノートとは、住まいの現在の状況や将来などについて「住まいの終活」を考える

ときに使えるツールです。「家族で一緒に住まいの将来を考えるきっかけにもなるし、住まいの「活かし方」「しまい方」に関する制度や手続きへの理解を深めるためにも活用できます。」



住宅課 福田

家族が集まる時こそ、話し合っ

「困ったことや悩むことがあれば、一度専門家に相談してください。例えば、利活用のことなら空き家バンクや不動産業者に、登記のことなら司法書士や土地家屋調査士に、相続や遺言のことなら弁護士などに、相談することが、住まいのセカンドキャリア決定の一步になります。」

自分には関係ない、手をつけるのが面倒くさい、思い入れがある実家だから残したい、でも、空き家を放置することで困る人がいます。

家族が集まったときこそ、みんなで住まいについて話し合う、これが重要なんです。



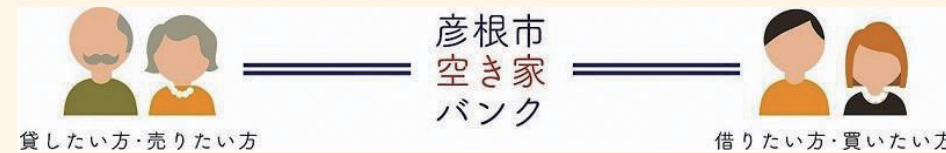
▲詳しくはこちら



空き家バンクをご存じですか？

空き家バンクは「空き家売り・貸したい」と考えている所有者と、「空き家に住みたい・借りたい」と考えている活用希望者をマッチングさせる仕組みです。

空き家をどうすればいいのかと悩んでいる人もいます。空き家バンクを利用し、空き家を必要としている人のもとへ届け、「活用」させるというものです。



▲問い合わせ先や詳しくはこちら

彦根市空き家バンク事務局の上川さんにインタビュー



彦根市空き家バンク 事務局
うえかわ なな
上川 七菜 さん

私たちがサポートします。気軽に相談してください。

空き家についてお悩みの場合は、まず我々にご連絡いただければと思います。家を売りたい、貸したいという意向はもちろん、相続についてなどのさまざまな問題についてもお聞きします。そこで実際にどうするのか方向性が決まれば現地に行って状態を確認し、具体的に検討していく、という流れです。

空き家バンクの事務局には空き家の専門家として10年以上取り組んでいるメンバーがそろっており、チームでサポートしていますので**気軽にお問い合わせください。**

活用することが思いをつなぐきっかけに

私が今住んでいる家も、空き家となっていた物件を購入したものです。購入時、建物を壊さず活用することを所有者さんがよろこんでくださったと聞きました。また、入居後ご近所の方からは、住まわれていたおばあさんが地域のみなさんに愛されていた方だということも聞き、素敵な家を受け継いだとうれしく感じました。

空き家になっても取り壊さないことで、建物自体はもちろん、思いを引き継ぐこともできます。**家に思いがある方はぜひ、空き家バンクを利用することを一つの選択肢として考えてほしいです。**

まちづくりのお手伝いも

彦根市は歴史遺産が残るまちなみが他にはない大きな魅力だと思っています。**今後は、自治会と協力して、彦根らしいまちなみを守りながら、空き家対策にも力を入れていきたいです。**個人の方はもちろんですが、自治会の皆さんとも連携して、空き家を放置しない、安心・安全なまちについて一緒に考えていきたいと思っています。お気軽にご連絡ください。

information

空き家を解体したいとき

滋賀県と空き家などの除却促進に関する連携協定を締結している㈱クラッソーネによる**「解体費用シミュレーター」**が利用できます。種類や構造など簡単な情報を入力することにより、建物の解体にかかる概算の解体費用を算出できます。



詳しくはこちら▶

相続登記をしましょう

令和6年4月1日から**相続登記が義務化されています。**登記は土地や建物の所有者であることを主張するものです。相続登記ができていないと、建物の解体や土地の売却が円滑に行えません。



詳しくはこちら▶